

ニ依リテ送出部上層ノミニ熔融亞鉛ヲ湛ヘシムル亞鉛引鐵版製造裝置ニ於テ亞鉛室ノ一部若クハ之レニ隣接スル様槽内ニ隔版ヲ設ケテ亞鉛供給室ヲ形成セシメ熔融亞鉛ノ常液面ヨリ稍下位ニ於テ前記隔版面ニ流入孔ヲ穿チテ亞鉛室ニ連通セシメタル構造ヲ特徴トスル亞鉛槽 二、前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記シ且別紙圖面ニ明示セル如ク送出「ロール」ノ兩側ニ於テ該「ロール」ト割壁若クハ槽壁トノ中間ニ珞那ヲ被着セル内外二枚ノ隔版ヲ夫々槽ノ上部ニ縦設シテ供給室ヲ形成シ底部ヲ槽底ノ鉛部ニ開通セシメ熔融亞鉛ノ常液面ヨリ稍下位ニ於テ内側ノ隔版面ニ數多ノ流入孔ヲ穿チタル亞鉛引鐵版製造裝置ニ於ケル亞鉛槽

●製鐵業調査會經過

製鐵業調査會は去る五月八日第一回本會を開キ爾來各諮問事項に付特別委員を設け慎重調査の結果更に數次本會議を開キ去月末迄に議了したる事項に付一先つ農商務大臣に答申せり其中第三諮問事項官民製鐵業の調和に關する事項に付ては上山農商務次官及服部製鐵所次長より現在及將來に於ける製鐵所の方針に付説明あり委員會及本會議共に其主旨を諒とし細目に入るを要せずとして簡單に決議せり

▲第一諮問事項 製鐵原料の調査及供給に關する事項

(答申)本邦に於ける鐵鑛に付ては既に當局に於て大體の調査を了し其鑛量は將來尙ほ増進するものあるへしと雖も我國の現在并に將來遞増すべき需要額に對しては到底之れを充たすに足らざるが故に其供給は主として之れを海外に求めざるべからず然るに海外鐵鑛に對する調査は未だ不十分なりと認むるを以て今後一層其の調査に努め供給を得るの途を講ずるは最も緊切の事項なりとす但本邦鐵鑛に付ても其發開に努むること極めて緊要なるが故に其の開發を圖るに必要なる手段方法に付具體的に講究するを要す

(一)本邦鐵鑛の開發を助成するに必要なる事項

(イ)調査探掘及設計に關し技術上の援助を興ふること(ロ)鐵鑛運賃の輕減を圖ること(ハ)製鍊上必要なる木炭の供給に關し便宜を興ふること(ニ)官設製鐵所に於ては貧鑛、粉鑛及不良鑛に對しても將來一層利用の途を開くこと

(二)硫化鐵鑛滓を製鐵原料に供用するの途を講じ之れに對して鐵鑛と同様に前項(イ)、(ロ)、(ニ)を適用すること

(三)重要鐵山に對しては必要の際相當多量の鑛石を搬出し得べき設備の調査

を爲すこと

(四)赤谷鐵山に對して特に調査の上作業の開始に必要な設備を爲すこと
(五)本邦產骸炭用石炭は製鐵業の堅實なる發達に對し不足なるが故に官設製鐵所は出來得る限り本邦石炭の製鐵用に利用する方法の研究に努むること

(六)東洋南洋及濠州方面に於ける鐵鑛(滿庵鑛及特殊鋼用鑛物を含む)所在地を調査し之れが供給の途を開くに努むるの必要あること

(七)前項の調査は迅速に着手し技術上鑛量及鑛質等を調査すると同時に深く經濟上の調査を爲し探掘運搬等の關係を考查し之れを利用するに付きての見込を樹つること

(八)外國に於ける骸炭用石炭に付ては鐵鑛と同様の方針を以て調査し及現實に其の供給を得るの途を講ずること

(九)外國に於て鐵鑛石炭其他の製鐵用原料の調査を爲し又は之れが供給の計畫をなすものあるときは政府は適切なる援助を興ふること

(十)特殊鋼の製造に必要な鑛物の探掘製鍊に付ては政府は特に之れを援助すること

▲第二諮問事項 製鐵業の種類調査に關する事項

(答申)第二諮問事項に關する調査事項は極めて汎汎錯雜且つ參考に資すべき材料に乏しく精密の調査を了する能はざるを以て左に大體調査の結果を答申すべし

一、本邦に於ける銑鐵(製鋼原料を除く)の既往に於ける需要額及將來に於ける需要見込額左の如し(詳表略)

自明治三十九年至同四十三年平均 一、二四、〇〇七噸
自同四十四年至大正四年平均 二〇〇、一二八噸
增加率% 六、一五

而して今後の需要見込額は

大正七年	三六〇、九〇〇噸
同 九年	四三〇、〇〇〇噸
同 十二年	五三三、八〇〇噸
同 十四年	六一七、五〇〇噸
同 十七年	七四三、〇〇〇噸

本邦に於ける鋼材需要額は左の如し
 自明治三十九年至同四十四年平均
 自同 四十四年至大正四年平均

四七二、四八七噸
 六九一、八八四噸

増加率%

四、六五

(船舶機械、鐵道用車輛機關等として輸入されたるものを含まず其の大正元年乃至同三年の平均九萬二千噸と推定されたり)
 而して今後の需要見込額は左の如し

大正七年 一、一三、〇〇〇噸
 同 九年 一、二九五、〇〇〇噸
 同 十二年 一、五六八、〇〇〇噸
 同 十四年 一、七八六、〇〇〇噸
 同 十七年 二、一一二、〇〇〇噸

二、本邦及び支那に於ける銑鐵及び鋼材生産額の近き將來に於ける見込左の如し

△銑鐵

百位(十以下は略す)

種別	内地	朝鮮	滿洲	支那	計
大正四年	三四五、六	—	三〇、〇	二〇〇、〇	五七五、六
同 五年	四九一、〇	—	三五、〇	二〇〇、〇	七二六、〇
同 六年	五三九、九	—	七〇、〇	二〇〇、〇	八〇九、九
同 七年	五四一、五	—	一〇〇、〇	四八〇、〇	一、三五一、五
同八年以後	五四一、五	—	一〇〇、〇	四八〇、〇	一、三五一、五
同七年以後	六一一、五	—	一〇〇、〇	四八〇、〇	一、四二一、五

△鋼材

種別	内地	滿洲	支那	計
大正四年	四〇五、一	—	五〇、〇	四五五、一
同 五年	五六九、六	—	五〇、〇	六一九、六
同 六年	六八六、〇	—	六〇、〇	七四六、〇
同 七年	七六五、〇	—	六〇、〇	八二五、〇
同八年以後	七七〇、〇	—	六〇、〇	九三〇、〇
同十一年以後	一、〇九〇、〇	—	六〇、〇	一、一五〇、〇

(備考)本表の内地産銑鐵の産額約千六百噸内外ありとす銑鐵欄の朝鮮

とあるは兼二浦滿洲とあるは本溪湖及び鞍山站支那とあるは大冶及び漢陽の分を計上したるものにして又鋼鐵欄の滿洲とあるは鞍山站支那とあるは漢陽なりとす

三、本邦に於ては酸性鋼の製出に適する銑鐵を多量に生産すること困難なりと雖普通鋼材に於ては其品質外國産に比し致て差異あるを認めず本邦に於ける銑鐵生産費は歐米諸國に比し著しく高價なりと認めざるも資本を要すること多く利子税金雜費等比較的多額に上るを見る然れども製銑業は將來本邦に於て成立し得る見込ありと認む

▲第三諮問事項 官民製鐵業調和に關する事項

(答申)政府は將來民間製鐵業者と協議し以て相互の競争を避け官民製鐵業の調和を圖るに努むること

▲第四諮問事項 製鐵業の發達を促すに必要な事項

(答申)一、年額三萬五千噸以上の銑鐵生産能力(製銑を基礎とし製鋼事業を爲すものを含む)を有する製鐵所の敷地に於ては他人の土地を使用又は收用し得るの途を開くこと

二、國有林野にして製鐵所敷地に必要なものは差支なき限り特賣又は長期貸與を許可すること

三、年額三萬五千噸以上の製銑又は製鋼能力を有する製鐵所を設立する者に對しては事業開始の翌年より向十ヶ年間營業稅、所得稅、府縣稅、市町村稅等一切を免除すること

四、低燐銑鐵の生産に於ては政府に於て相當獎勵を爲すこと

五、朝鮮に於て設立する製鐵所の生産品に對しては移入稅を賦課せざること

六、外國に於て本邦人の經營する製鐵所の生産品に對しては政府は出來得る限り之を保護すること

七、官設製鐵所に於ては製銑製鋼事業の爲め利益の幾分を割きて一層研究に努むること

八、製鐵業に要する技術者及職工に於ては官設製鐵所に於て出來得る限り其養成に務むること

●タングステン鑛の選鑛ゼームス、エフ、マギー氏述

北米合衆國に於ては這般歐洲大戰の初以來タングステンの